

- 1 諮問書
- 2 答申書
- 3 竜王町総合基本計画審議会条例
- 4 竜王町総合基本計画審議会委員名簿
- 5 策定の経過
- 6 用語説明

## 第Ⅳ部

# 資料編

## 1

## 諮問書

竜政推第164号

平成21年7月23日

竜王町総合基本計画審議会会長 様

竜王町長 竹山 秀雄



第五次竜王町総合計画の策定について（諮問）

本町は、平成13年（2001年）に第四次竜王町総合計画を策定し、21世紀における町の将来像を『田園文化が薫る交竜の郷』として、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

この間、本格的な地方分権時代を向かえ、全国の基礎自治体（市町村）では市町村合併が急速に展開されるなど、社会を取り巻く諸情勢は大きく変化をしてきました。

このような中、本町においても、今日的、将来的な課題への対応に向けて、地域や町民の力を活かした「地域力」、行政のレベルアップによる確かな「行政力」を高めることが大切であり、新たな視点による展開が求められています。

つきましては、まちづくりを進めていくための総合的な指針となる、第五次総合計画を策定したいと考えますので、竜王町総合基本計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。


## 2

# 答申書

竜基審第 10 号  
平成 22 年 12 月 7 日

竜王町長 竹山 秀雄 様

竜王町総合基本計画審議会  
会長 大橋 裕子



### 第五次竜王町総合計画「基本構想」(案) について (答申)

平成 21 年 7 月 23 日付け、竜政推第 164 号で諮問された、第五次竜王町総合計画について、当審議会において慎重に審議を重ねてまいりました。

当審議会としては、町民憲章に謳われる「緑と文化の町」を根幹的なまちづくりの理念としながら、交流人口の増加、定住人口増加に向けた取り組みなど、新たな時代を切り拓いていくための指針として、「“ひと” 育ち みんなで煌く交竜の郷」を将来像とする本計画案を適切と認め、ここに答申します。

“ひと” に視点を置いた本計画案において、人口の維持・増加を図るだけでなく、「ひと育て」の観点や産業振興、税収確保等、適切な行財政運営が可能となるよう、また、竜王町らしいオリジナルのまちづくりが行われるよう、期待します。

また、このたびの計画は、1 年以上にわたる当審議会による検討・審議のみならず、町民意識調査をはじめ、中学生アンケート調査や地域創造まちづくり懇談会、ふるさと竜王夏まつり会場での意識調査、パブリックコメント等、あらゆる機会を通じ、町民の意見を計画に取り入れてきました。この姿勢を評価し、今後のまちづくりにおいても、町民とともに進める協働の理念に基づき、これを継続していただくことを望みます。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されるとともに、審議の過程で提起された各委員の意見についても配慮されるよう要望いたします。

## 記

- 1 総合計画の趣旨と内容をわかりやすく親しみやすい方法で広く町民に周知し、町民の理解と協力が得られるよう工夫するなど、その実現に向けて努力されたい。
- 2 町民・行政等、多様な主体の参画による連携・協働のまちづくりについては、整備されているタウンセンターエリアのまちづくり・ひと育て機能を十分に活かし、具体的な推進手法やルールづくりを早急に見出し、その対応を図られたい。
- 3 計画の推進にあたっては、定期的に評価・検証を行い、適切な進捗管理を行うこと。そのために本構想、並びに全体計画においては、数値を用いた成果指標等、わかりやすい目標設定をされたい。
- 4 計画の実行、町の将来像の実現に向けて、厳しい社会経済情勢や行財政状況の中ではあると思われるが、特に戦略的に取り組む重点プロジェクトの展開にあたっては、推進体制等をしっかりと整えられたい。
- 5 社会経済情勢の変化など、町の方向性に変革をもたらす事態が生じた場合には、的確に状況を把握し、町民との共有のもとに弾力的な対応や計画の適切な見直しができるよう配慮されたい。

以上

## 3

# 竜王町総合基本計画 審議会条例

## ○竜王町総合基本計画審議会設置条例

(昭和 62 年 3 月 30 日条例第 4 号)

改正 平成元年 6 月 28 日条例第 21 号 平成 11 年 6 月 30 日条例第 14 号  
平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号 平成 14 年 9 月 27 日条例第 27 号  
平成 16 年 12 月 22 日条例第 19 号

### (設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、竜王町総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 竜王町総合発展計画に関すること。
- (2) 国土利用計画法に基づく町計画に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

### (委員)

第 4 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町の議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他町長が適当と認める者

### (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第 6 条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議に必要な関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 竜王町建設基本計画審議会設置条例(昭和45年竜王町条例第27号)および竜王町都市計画審議会条例(昭和44年竜王町条例第18号)は廃止する。

附 則(平成元年6月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月30日条例第14号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月27日条例第27号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第19号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 4

# 竜王町総合基本計画審議会 委員名簿

	氏 名	備 考
	山田 義明	議会（平成21年10月1日から）
	岡山 富男	議会（平成21年9月30日まで）
	大橋 弘	農業委員会
会 長	大橋 裕子	教育委員会
	杉本 美幸	自治会連絡協議会
	坂口 直司	特定非営利法人りゅうおう デイハウス須恵の郷 所長
	坂本 圭	青年団
	澤 綾子	エコライフ推進協議会 ごみ減量対策部
	西 善一	竜王町タウンセンター交電デザイン会議
	邑地 礼子	商工会
副会長	若井 幸司	体育振興協会
	若井 康匡	農業後継者部会
	山田 晃	ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場 工務部総括室 室長（平成22年5月17日から）
	簗原 薫	ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場 工務部総括室 室長（平成22年5月16日まで）
	谷口 浩志	びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科 教授
	織田 直文	京都橘大学現代ビジネス学部 教授（平成21年12月31日まで）

※平成21年7月23日～平成23年7月22日 順不同(敬称略)

## 5 策定の経過

### 竜王町総合計画基本計画審議会

#### <平成 21 年度>

回	開催日時	内 容
第 1 回	平成 21 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会委員、職員研修</li> <li>・諮問</li> <li>・策定方針について</li> <li>・町民意識調査について</li> </ul>
第 2 回	平成 21 年 12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民意識調査の結果について</li> <li>・第四次計画の検証について</li> </ul>

#### <平成 22 年度>

回	開催日時	内 容
第 3 回	平成 22 年 5 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次計画の総括について</li> <li>・人口フレームについて</li> </ul>
第 4 回	平成 22 年 7 月 5 日	・骨子(案)について
第 5 回	平成 22 年 8 月 9 日	・骨子(案)について
第 6 回	平成 22 年 10 月 6 日	・重点プロジェクト(案)について
第 7 回	平成 22 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想について</li> <li>・重点プロジェクト(案)について</li> </ul>
第 8 回	平成 22 年 11 月 9 日	・基本構想について(将来像)
第 9 回	平成 22 年 11 月 26 日	・基本構想にかかる答申について
—	平成 22 年 12 月 7 日	・竜王町総合基本計画審議会答申
第 10 回	平成 23 年 1 月 19 日	・基本計画について
第 11 回	平成 23 年 3 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書のデザインについて</li> <li>・計画内容全体の確認について</li> </ul>



## 竜王町総合計画（庁内）策定委員会

### <平成 21 年度>

回	開催日時	内 容
第 1 回	平成 21 年 6 月 29 日	・策定方針について ・町民意識調査について
第 2 回	平成 21 年 9 月 9 日	・第四次計画の検証について
第 3 回	平成 21 年 12 月 21 日	・町民意識調査の結果について ・第四次計画の検証について
第 4 回	平成 22 年 3 月 24 日	・第四次計画の検証結果の確認について ・「協働 <sup>*</sup> 」に関するワークショップ <sup>**</sup>

### <平成 22 年度>

回	開催日時	内 容
第 5 回	平成 22 年 6 月 17 日	・人口フレームについて ・骨子(案)について ・「チャンスとピンチ」に関するワークショップ <sup>**</sup>
第 6 回	平成 22 年 7 月 28 日	・「竜王町はどんなまち」に関するワークショップ <sup>**</sup>
第 7 回	平成 22 年 8 月 3 日	・骨子(案)について
第 8 回	平成 22 年 9 月 7 日	・重点プロジェクトの検討について
第 9 回	平成 22 年 9 月 9 日	・重点プロジェクトの検討について
第 10 回	平成 22 年 9 月 16 日	・重点プロジェクトの検討について
第 11 回	平成 23 年 1 月 11 日	・総合計画の全体像について ・基本計画の内容について
第 12 回	平成 23 年 2 月 4 日	・基本計画の内容について

## 竜王町総合計画（庁内）ワーキングチーム会議

### <平成 21 年度>

回	開催日時	内 容
第 1 回	平成 21 年 12 月 21 日	・町民意識調査の結果について ・第四次計画の検証について
第 2 回	平成 22 年 3 月 24 日	・第四次計画の検証結果の確認について

### <平成 22 年度>

回	開催日時	内 容
第 3 回	平成 22 年 9 月 1 日	・骨子(案)について ・重点プロジェクトの検討について
第 4 回	平成 22 年 9 月 9 日	・重点プロジェクトの検討について

## 町議会

## &lt;平成 21 年度&gt;

会議等	開催日時	内 容
全員協議会	平成 21 年 4 月 27 日	・第五次竜王町総合計画の策定状況について
全員協議会	平成 21 年 12 月 14 日	・中学生アンケートと町民意識調査の取りまとめについて

## &lt;平成 22 年度&gt;

会議等	開催日時	内 容
全員協議会	平成 22 年 9 月 17 日	・第五次竜王町総合計画の策定状況について
地域創生 まちづくり 特別委員会	平成 22 年 9 月 22 日	・若者定住について
全員協議会	平成 22 年 10 月 8 日	・第五次竜王町総合計画の策定状況について
全員協議会	平成 22 年 11 月 9 日	・第五次竜王町総合計画の策定状況について
地域創生 まちづくり 特別委員会	平成 22 年 11 月 11 日	・若者定住について
運営委員会	平成 22 年 12 月 9 日	・第五次竜王町総合計画基本構想を定めることについて
全員協議会	平成 22 年 12 月 10 日	・第五次竜王町総合計画基本構想を定めることについて
第 4 回定例会 本会議	平成 22 年 12 月 16 日	・竜王町総合計画基本構想議会上程
総務産業建設 常任委員会	平成 22 年 12 月 17 日	・上程議案の説明・審議 (基本構想について)
総務産業建設 常任委員会	平成 23 年 1 月 12 日	・上程議案の説明・審議 (基本構想について)
総務産業建設 常任委員会	平成 23 年 1 月 17 日	・上程議案の説明・審議 (重点プロジェクトについて)
運営委員会	平成 23 年 1 月 19 日	・基本構想の議案訂正について
臨時議会	平成 23 年 1 月 24 日	・基本構想の議案訂正について
総務産業建設 常任委員会	平成 23 年 1 月 24 日	・基本構想の議案訂正について説明・審議 ・委員会採決
総務産業建設 常任委員会	平成 23 年 1 月 28 日	・委員会意見の取りまとめ
臨時議会	平成 23 年 2 月 2 日	・基本構想可決
総務産業建設 常任委員会	平成 23 年 3 月 9 日	・基本計画、投資的経費の調整について説明・質疑 応答

## 町民参加の状況

### <平成 20 年度>

日 時	内 容
平成 20 年 10 月 29 日 ～ 1 月 31 日	地域創造まちづくり懇談会 ・全 32 自治区 (延べ参加者数 1,052 人)
平成 21 年 2 月 28 日	地域創造まちづくりフォーラム ・町長提起 ・基調講演 ・鼎談 (参加者 約 300 人)

### <平成 21 年度>

日 時	内 容
平成 21 年 7 月中旬 ～ 8 月下旬	竜王町中学生アンケート実施
平成 21 年 8 月 1 日	ふるさと竜王夏まつり会場での総合計画周知イベント
平成 21 年 8 月中旬 ～ 9 月下旬	竜王町町民意識調査実施

### <平成 22 年度>

日 時	内 容
平成 22 年 10 月下旬 ～ 11 月中旬	ダイハツ工業びわこ寮アンケート調査実施
平成 22 年 11 月下旬 ～ 12 月上旬	パブリックコメント*の実施
平成 23 年 2 月 15 日	竜王町経済交竜会 ・第五次竜王町総合計画の策定について
平成 23 年 2 月 28 日	第五次竜王町総合計画のスタートに向けた町民・議長・町長座談会



地域創造まちづくりフォーラム

## 庁内検討の状況

### <平成 21 年度>

日 時	内 容
平成 21 年 9 月下旬～	第四次計画評価・検証と今後の方向性の検討 (庁内)
平成 21 年 11 月 11 日 11 月 12 日	第四次計画評価・検証と今後の方向性にかかる担当課ヒアリング

### <平成 22 年度>

日 時	内 容
平成 22 年 10 月上旬～	基本計画に掲げる施策の検討
平成 22 年 10 月中旬～	竜王町建設計画との調整 ・新規計上事業内容の把握 ・事業の調整 ・重点プロジェクト(案)の調整
平成 23 年 1 月 27 日 1 月 28 日	重点プロジェクト担当課調整会議

## ア行

### IBR (いじめ撲滅連盟)

平成 19 年に竜王中学校で結成された「I (いじめ) B (撲滅) R (連盟)」。学校内でいじめやいやな思いをする人を出さないため、生徒会が提案。IBR 隊員を募って結成され、いじめ撲滅に向けて取り組んでいる。

### ICT

「Information and Communication Technology」の略。情報処理 (コンピュータ処理) および情報伝達 (通信処理) の技術の総称。

### アメニティ

「快適さ」のこと。生活を便利で、楽しく、心地よくする施設や設備、快適もしくは適度な「環境」(自然環境・社会環境) を表す。

### 一般高齢者施策事業

全高齢者と支援のための活動に関わる人を対象とした介護予防事業。

### インクルーシブ

包括的な、すべてを含んだ、という意味。障がいの有無を問わず、誰もが住みやすいまちづくりを行うこと。

### インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。近隣や地域社会、民間やボランティア等の非公式な援助活動。

### うみのこ・やまのこ・たんぼのこ

滋賀県の自然体験型の環境学習事業。小学生を対象に、うみのこ (フローティングスクール) では琵琶湖学習、やまのこでは山林での体験学習、たんぼのこでは、田植えや稲刈り体験を行う。

### エコカー

二酸化炭素や窒素酸化物等の排出量が少なく、低燃費で走る自動車。環境に優しい車で、エコロジー (環境) とエコノミー (節約) の性格を併せ持つ。環境対応車。

### エコ家電

節水・節電等の省エネルギー効果が高く、二酸化炭素の排出量や梱包資材の削減等、環境負荷の少ない家庭用電化製品。

## ア行 - カ行

### エコライフ推進協議会

水環境対策部会、ごみ減量対策部会、省エネルギー対策部会の3部会に分かれて環境保全活動やエコライフの啓発活動に取り組んでいる。

### NPO

[Non Profit Organization] の略。非営利団体。教育・社会福祉・環境保全等、様々な分野において、非営利の社会的活動を行う団体。

### MR 予防接種

麻疹・風疹混合ワクチンの予防接種。1歳から2歳の間(第1期)に1回、小学校就学前の1年間(第2期)に1回の計2回接種が法定定期接種として推奨されている。

### ALT

[Assistant Language Teacher] の略。小学校外国語活動や中学校英語科の授業において担当教諭を補佐する外国人講師。

### おたっしや教室

身近な地域で自分らしく生活するために必要な健康、交流、地域づくりを目的とした地域主体の介護予防教室。

## カ行

### 介護給付

障がい起因する日常生活上、継続的に必要な介護支援。サービスの総称。

### 介護予防サービス

地域包括支援センター\*が中心となって支援する介護状態を悪化させないために提供するサービスの総称。

### 学校支援地域本部

「地域コーディネーター」を配置し、地域住民の経験や知識、特技などの情報と学校や幼稚園が応援してほしいことを連絡・調整し、円滑に結びつける組織。主な事業は「校・園内の環境整備」、登下校を見守る「スクールガード\*」「学校行事等の運営支援」「学習支援」「読み聞かせ、読書活動支援」「保育支援、託児支援」など。

### 合併特例法

正式名は「市町村の合併の特例に関する法律」。市町村の合併を促進するため、様々な特例措置を定めたもの。

### カリキュラム

教育内容を学習段階に応じて配列し、総合的に計画したもの。教育課程。

## 環境こだわり農産物

より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業を推進するため、化学合成農薬や化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減し、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証している。

## 観光ボランティアガイド

地域を訪れる観光客に対し、自発的に、継続して、自分なりのやり方で案内・ガイドする人のこと。

## 帰農者

都市部などで長年勤めた会社を辞め、第二の人生に農業を選んだ人のこと。

## CAP プログラム

CAP = Child Assault Prevention は <子どもへの暴力防止>という意味。CAP プログラムでは、一人ひとりが持っている生きていくために必要な権利について学び、子どもは、みんな安心して、自信を持って、自由に生きる権利があるということを伝え、その権利を奪ってしまういじめ、誘拐、性暴力といった様々な暴力から自分を守るためにどんなことができるかを、子どもたちとともに考え、また、親、教職員、地域の人々に伝えていくプログラム。

## キャラバン・メイト

認知症サポーターを育成する「認知症サポーター養成講座」で講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには、基本的な知識の習得や指導法など、キャラバンメイト研修を（6時間）を受講して、登録する必要がある。

## 協働

複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

## 近居

子世帯と親世帯が「クルマ・電車利用の片道1時間以内」に居住すること。同居は息苦しいが、遠距離では不便や不安がある、といった不満解消につながるなどのメリットがある。

## グループウェア

組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステムソフトウェア。ネットワークに接続されたコンピュータ同士で情報交換や共有ができ、業務の効率化をめざしたもの。

## グローバル化

国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

## 訓練等給付

障がいのある方が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援。

## ゲリラ豪雨

予測が困難な、突発的で局地的な豪雨を指す。

## カ行 - サ行

**減災**

災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災はあらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとするもの。

**洪水ハザードマップ**

洪水による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

**国民皆保険**

国民すべてが何らかの医療保険制度に加入し、病気やけがをした場合に医療給付が得られること。

**ことばの教室**

聴覚や言語機能に軽度の障がいや発達障がいのある幼児、児童・生徒に対して、障がいの状態の改善または克服を目的として、通級による言語訓練、その他必要な指導等を実施するもの。

**こども広場**

就園前の子どもとその保護者を対象に、自由参加形式で催されており、親子が触れ合いながら、母親同士子育ての悩みを打ち明けあったり、情報交換したり、おしゃべりして気分転換を図るなどの交流の場。

**こども 110 番**

子どものための緊急避難所設置の取り組み、その取り組みによって設置された避難所のこと。

**戸別所得補償制度**

農業者戸別所得補償制度。食料自給率目標を前提に国、都道府県および市町村が策定した「生産数量目標」に即して主要農産物（米、麦、大豆等）の生産を行った販売農業者（集落営農を含む）に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本とする交付金を交付するもの。

**ごみの 5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リジェネレイト）**

リデュース＝削減、リユース＝再使用、リサイクル＝形状を変えて再使用、リフューズ＝必要のないものを断ること、リジェネレイト＝再生品を使うこと。

**コミュニティビジネス**

地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。

**コーホート変化率法**

各コーホート（「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来の人口を予測する方法。

**コンシェルジュ**

ホテルで、街の地理案内や交通機関・観劇の切符の手配などをする係のこと。まちづくりの分野では、観光案内人や世話役のこと。



## コンビニ(救急外来)受診

一般的に外来診療をしていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動のこと。

# サ行

## 災害時要援護者

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など、地震等災害時において安否確認、救出、避難誘導の支援を要する人。

## 市街化区域

都市計画法により、都市計画で定められる都市計画区域における区域区分のひとつで、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。用途地域の指定を行い、土地利用を規制することで、良好な都市環境の市街地の形成を目的とする。

## 市街化調整区域

都市計画法により、都市計画で定められる都市計画区域における区域区分のひとつで市街化を抑制すべき区域。この区域では、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。原則的に新たに建築物を建てたり、増築することができない地域となる。

## ジェネリック医薬品

後発医薬品。特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造、供給する医薬品。

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。

## 自主防犯組織

防犯パトロールや児童等を犯罪から守るための活動など自主的な防犯活動を目的とした自治会およびボランティア団体などのグループ。地域安全ボランティア。

## 地震ハザードマップ

地震による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

## 施設野菜

ガラス温室やビニールハウス等の構造物内で栽培した野菜。

## 集落営農システム

農業集落を単位として、農業経営についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと。

## サ行 - タ行

### 小一プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が学校の集団生活に適應できず、友達と騒いだり、教室を歩き回るなどして小学校生活にうまくなじめない問題。

### 障害者自立支援法

障がい者の自立を支援し、安心して暮らすことができる社会を実現するために、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定めた法律。

### 情報モラル

情報社会を生き、健全に発展させていくうえで身につけておくべき考え方や態度。情報社会で安全に生活するための危険回避法やセキュリティの知識・技術、健康への意識など。

### 自立支援医療

精神通院公費医療、更生医療、育成医療の制度が一元化された制度。

### シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域毎に設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益法人社団。

### シルバーワークプラザ

シルバー人材センターの拠点として、健康で働く能力や意欲を持った高齢者が会員登録し、集い、働く施設。

### 人財

人材の当て字で、人の力を地域の財産として表現している。

### スクールガード

あらかじめ各小学校に登録した地域住民の方が、子どもの登下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのこと。

### スケールメリット

経済の規模を大きくすることによって得られる効果。

### 生物多様性

生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階、または地球全体に様々な生命が豊かに存在すること。

### 選択と集中

複数ある取り組みや事業を絞り込み、それらを強化することによって競争力を向上させ、効果を高めること。得意とする分野を明確にし、そこに資源を集中的に投下する戦略。

# 夕行

## 地域安全ボランティア

住民が、安心して住み慣れた地域で健やかに生活を送るため、日常的にきめこまやかに交通、防犯、防災などの地域安全活動を行う人やグループ、団体。自主防犯組織、自主防災組織。

## 地域活動支援事業

障がいのある子どもが、学校と家庭以外の地域に活動の場を確保し、社会経験を積むことや療育による規則正しい生活習慣の維持などを図る事業。障がい児学童保育。

## 地域生活支援事業

障がい者および障がい児が能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを提供する事業。

## 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

## チャレンジウィーク

生徒が「生きる力」を身に付け、将来、社会人・職業人としてたくましく自立していく力を育むために実施している中学2年生による5日間の勤労体験。

## 出前おはなし会

毎週土曜日に竜王図書館で行っている絵本の読み聞かせ。要望があれば、出張しておはなし会を開催する。

## 同報無線

防災関係機関への連絡や、住民へ防災情報を伝達する無線通信システムで、屋外に設置したスピーカー等で、住民へ一斉に通報を行う同報系（同時に複数の相手方に通報する無線系統）の防災行政無線。

## 特定健康診査

40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健診。生活習慣病予防をめざしており、一般には「メタボ健診」といわれている。

## 土産土法

土産土法のいわれは、地のもの、旬のものを、地ならではの料理法でもてなすこと。竜王町のまちづくりでは、町で受け継がれてきた資源を活用しながら、町ならではの新しいものを創り出そうと、身のまわり、生活をもう一度見直し、知恵や工夫をもって、自分たちの考えで、チャレンジすることへのキーワードとなっている。

## タ行 - ナ行 - ハ行 - マ行

### 都心回帰

主要都市圏で見られる、地価の下落などによって都心部の居住人口などが回復する現象。高齢者が不便な地域から都市部に転居すること。

### 特定高齢者施策事業

要支援・要介護状態の手前の高齢者を対象とした介護予防事業。

### 特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育活動全般をいう。

### ドラゴンスポーツクラブ

いつでも、誰でも、いつまでも、気軽にスポーツを楽しむことができる、地域の人たち一人ひとりの力によってつくりあげるクラブ。スポーツ活動を核としながら、地域活動や地域交流、ボランティア活動の舞台として、重要な社会基盤を形成する場でもある。

## ナ行

### ニート

「Not in Education, Employment or Training」の頭文字による造語。教育、労働、職業訓練のいずれにも参加していない人で主に35歳未満の若年者のこと。

### ニ地域居住

都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間、反復的に農山漁村で暮らすこと。農山漁村の過疎化対策や村おこし、団塊世代のリタイア等で、都市住民に広がることが予想される生活様式。

### 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人。「認知症サポーター養成講座」を受講したサポーターには、その証として認知症を支援する「目印」としてのブレスレット「オレンジリング」を渡している。

### 認認介護

認知症の高齢者が認知症の高齢者を介護する状況のこと。プライバシー等の問題で、第三者によってケアできないことが多い。

## ハ行

### パートナーシップ

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。協働。

## パブリックコメント

行政の基本的な政策を定める計画等を立案する過程に、その趣旨や内容等を広く公表し、住民からの意見または情報を求め、提出された意見等に対する実施機関の考え方を明らかにする制度。

## PDCA サイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## びわこ立地フォーラム

滋賀県を拠点に活躍している企業や滋賀県に興味を持っている企業と、県や市町が直接交流することで、滋賀県の立地魅力を発信することを目的としたフォーラム。

## ファイルサーバ

ネットワーク上で、ファイルを共有するために設置されるサーバ(ハードウェアあるいはソフトウェアも含めたシステム全体)。

## ブックスタート

赤ちゃんと保護者がともに絵本を楽しむ体験を行うもの。竜王町では10か月児健診時に実施している。

## ブックトーク

あらかじめ一定のテーマを決め、それに因んで紹介すべき本を何冊か取り混ぜて選択し、紹介するもの。読み聞かせや朗読とは違い、始めから順に読むことはしない。

## フッ素洗口

フッ化物洗口のこと。保育園、幼稚園、小・中学校の児童生徒等が行っている虫歯対策の一つ。フッ化物水溶液を口に含んでうがいをを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて虫歯を予防する。

## 放課後児童クラブ

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のこと。学童保育。

## ホリデーサービス事業

小学校、中学校の特別支援学級または特別支援学校に在籍する障がい児が春季・夏期休暇期間中に通所して創作的活動および機能訓練等を受けること。

---

# マ行

## メンタルヘルス

精神に関わる健康のこと。

## ヤ行

### Uターン

地方出身者が進学や就職で出身地を離れたあと、再び地元に戻ってくること。

### 夢カード

夢カード竜王商業振興会加盟店での買物時に、100円毎に1ポイントを加算していくポイントカード。

### 読み聞かせ

主に乳幼児期から小学校の子どもに対して、話し手がともに絵本などを見ながら音読すること。

## ラ行

### リピーター

一度訪れた旅行先や店舗、公演などに何度も足を運ぶ人。同じ商品を気に入って、繰り返し購入する人など。

### 竜王キッズクラブ

放課後や週末において、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動等を通じて、異年齢による仲間づくりや子どもたちの社会性・自主性・創造性を育むことを目的に、和太鼓クラブ、茶道クラブ、華道クラブ、絵画クラブ、将棋クラブ、デジカメ・パソコンクラブ、宇宙科学クラブ、チャレンジクラブを開設し、1年間の成果発表と交流啓発の場として、フェスティバルを開催。

### 老老介護

高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況のこと。家族の共倒れや介護疲れによる心中など、大きな社会問題になっている。

### 6次産業

農業や水産業などの第一次産業が、第二次産業の食品加工や、流通、販売などの第三次産業にも業務展開している経営形態。

### ロジックモデル

施策の論理的な構造のこと。ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したものである。

# ワ行

## ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。

## わんぱく交竜塾 ※平成 23 年度より「竜王キッズクラブ」へ名称変更

子どもの居場所づくりとして公民館を拠点に、年間を通して和太鼓、茶道、華道、絵画、囲碁・将棋、宇宙科学塾、チャレンジ塾、パソコン塾などを開設し、1 年間の成果発表と交流啓発の場として、フェスティバルを開催。

## 第五次竜王町総合計画

---

発行年月 平成 23 年 (2011 年) 3 月

発 行 竜王町

〒 520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

URL : <http://www.town.ryuoh.shiga.jp/>

TEL : 0748-58-3701 / FAX : 0748-58-1388

E-mail : [info@town.ryuoh.shiga.jp](mailto:info@town.ryuoh.shiga.jp)

---



# 第五次竜王町総合計画

【発行年月】平成23年(2011年)3月

【発行】竜王町

〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

【URL】<http://www.town.ryuoh.shiga.jp>

【TEL】0748-58-3701

【FAX】0748-58-1388

【E-mail】[info@town.ryuoh.shiga.jp](mailto:info@town.ryuoh.shiga.jp)

